

税理士試験「住民税」の合格のためには、基本となる理論問題を網羅的におさえておくことが必要です。この理論サブノートは、住民税の基本となる理論を整理し集大成したものです。

本書については、住民税の内容を体系的に問題解答形式でまとめられています。当年度の税理士試験「住民税」に対応できるように作成してあります。なお、連結等かなり細かい項目や復興特別所得税については原則として省略しています。

あくまで、納税義務者、普通徴収、特別徴収、法人の申告納付手続などが、住民税の最も重要で骨格をなす理論と考えますが、最近では計算項目からの出題も多くなっています。そこで、計算項目についてもまとめています。ただこのような問題に対しては無理に多くの時間をかけて暗記するより、理解を中心に勉強しておけばよいと思います。

税法を独習することは非常に難しいものですが、住民税の受験勉強に本書がその羅針盤として“合格”という港へ皆様を導くことができれば幸いです。

なお、本書は2023年7月1日現在の施行法令に基づいて作成しております。

資格の大原 税理士講座

Subject.1

効率的な学習を可能にする本書の構成

本書は、各税法の体系的な学習に役立つよう、各規定をその内容に基づきグループ分けをし、各グループごとに問題番号を付して掲載しております。また、各理論問題が属するグループを確認しやすいように、各理論問題には枝番号を付しております。

これらにより、個別理論の暗記から法律の体系的な学習が可能で一冊となっております。本書掲載の理論を確実なものとするので、税理士試験の合格に必要な力を身に付けることができます。

体系的な学習で効率 Up!

【住民税 理論サブノートの例】

CONTENTS		目次
〔1 個人〕の納税義務者等		
問題 1-1	個人の納税義務者 (利子割、配当割、株式等譲渡所得割、法人課税信託を除く。) ……	10
問題 1-2	個人住民税の非課税 (均等割、所得割) 及び条例による減免 ……	12

枝番号で細分化

関連性の高い規定をグループ分け

Subject.2

各規定の重要度が一目でわかる

理論問題の各規定には、過去の税理士試験の出題実績等に基づいて、各規定の重要度に応じた★印を付しております。

- ★★ … 最重要かつ基本的な規定であり、高い精度での暗記が要求されます。
 - ★ … 重要または★★を補足する規定であり、その内容を理解し、できるだけ高い精度での暗記を目指して下さい。
- (注) ★を付していない規定については、★★及び★を暗記した後に暗記をするようにして下さい。

Subject.3

重要語句の暗記に便利な赤シート

本書は、解答上必要とされる税法用語や規定の適用要件等の重要語句を赤字表記にしてあります。付属のシートを使用し、赤字表記部分を隠すことで、各理論の最重要部分から暗記をすることが可能となります。(電子書籍版は赤シートに対応していません)

また、赤字表記部分をシートで隠しても文章の全体像を把握しやすいよう、赤字表記部分には、アンダーラインを付してあります。

最重要部分を確実に把握したうえで、文章全体を暗記することで、適切な解答作成が可能となる一冊となっております。

赤シートで暗記 Check !

【住民税 理論サブノートの例】

問題 1-1 個人の納税義務者等 (個人) 個人の納税義務者 (利子割、配当割、株式等譲渡所得割、法人課税信託を除く。)

〔1〕 個人の納税義務者 (法) **理解に欠かせない重要語句**

(1) 市町村民税
次の区分に応じ、それぞれに掲げるものを課する。

① 市町村内に住所を有する個人均等割額所得割額の合算額
② 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、その市町村内に住所を有する者…

(イ) 「_____に_____を有する_____」とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、その_____の_____に登録されている者をいう。「住所」とは納税義務者本人の_____をいい、地方税法上その施行地を通じて一人一箇所に限られる。

(ロ) みなす規定者に対する課税市町村
市町村は、その市町村の住民基本台帳に登録されていない個人がその市町村に

赤シートで暗記の確認

Subject.4

開きやすく閉じにくいオリジナル製本

携帯に便利なB6サイズになっており、確認したいページを開いた状態で片手でも持ちやすい様に、製本を工夫しております。

Point.2

使って便利な巻末付録

巻末には合格への近道となる様々な付録を掲載しております。ぜひご活用下さい。

STEP.1

出題頻度や試験傾向が一目でわかる

出題分析表

【住民税 理論サブノートの例】

問題	項目	第31～69	70	71	72
1-1	個人の納税義務者	★36★48★50★53(★57)(★62) (★68)			
1-2	個人の非課税	★31★36★41★45★49★50★53 ★55(★57)★61(★62)★65★67 (★68)		★	

表形式なのですぐに確認できて便利です

STEP.2

出題内容や文章表現が一目でわかる

過去試験問題

【住民税 理論サブノートの例】

回 (年度)	問題
	〔第一問〕 - 40点 -
第31回 (56年)	1 個人の住民税（道府県民税及び市町村民税をいう。）の非課税について述べなさい。（非課税所得については、述べる必要はない。） (20点) 2 法人税割の課税標準について述べなさい。（課税標準の分割については、述べる必要はない。） (20点)

原文を崩さず掲載していますので文章の特徴を知ることができます。

Point.3

法令等の改正に対応！

改正時には、資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストアで本書掲載内容に関する法改正に伴う修正を公開します。改正後の問題や解答をいち早くキャッチできます！！

また、細心の注意を払って作成しておりますが、万が一、訂正が生じた場合には正誤表も合わせて掲載いたします。

<https://www.o-harabook.jp/>

資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア

法令等の改正に対応！

- 1 トップページから「トピックス(改正・正誤情報)」→「最新情報をみる」をクリック
- 2 「税理士」の項目から書籍名を確認して、「改正表」をクリック
- 3 印刷できます

Point.4

凡例紹介

凡 例

- 1 本書において使用する次の用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。

「法」……………地方税法

「法附」……………地方税法附則

「令」……………地方税法施行令

「令附」……………地方税法施行令附則

「規」……………地方税法施行規則

「通」……………取扱通知

「所法」……………所得税法

〔 1 個人の納税義務者等 〕

- 問題 1-1 個人の納税義務者
(利子割、配当割、株式等譲渡所得割、法人課税信託を除く。) …… 10
- 問題 1-2 個人住民税の非課税 (均等割、所得割) 及び条例による減免 …… 12

〔 2 個人の均等割 〕

- 問題 2-1 個人の均等割 (非課税及び納税義務者等を除く。) …… 14

〔 3 所得割 〕

- 問題 3-1 所得割の課税標準 …… 16
- 問題 3-2 株式等に係る譲渡所得等の金額に対する課税の特例
(特定中小会社が発行した株式に係る特例を除く。) …… 20
- 問題 3-3 所得控除 (物的控除) …… 22
- 問題 3-4 所得控除 (人的控除) …… 24
- 問題 3-5 所得割額からの控除等 …… 28
- 問題 3-6 非居住者期間を有する場合の課税所得の範囲及び
課税標準算定の概要 …… 34

〔 4 利子割・配当割・株式等譲渡所得割・分離課税に係る所得割 〕

- 問題 4-1 利子割 …… 36
- 問題 4-2 配当割 (源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割を除く。) …… 38
- 問題 4-3 源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割 …… 42
- 問題 4-4 株式等譲渡所得割 …… 44
- 問題 4-5 退職所得の課税の特例 …… 48

〔 5 個人の申告関係 〕

問題 5-1	個人住民税の申告	50
問題 5-2	給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の提出義務	52
問題 5-3	扶養親族等申告書	54
問題 5-4	退職所得申告書の提出義務	56

〔 6 徴収関係 〕

問題 6-1	普通徴収（賦課額の変更に伴う不足税額等の徴収を除く。）	58
問題 6-2	賦課額の変更に伴う不足税額等の徴収	60
問題 6-3	給与所得者に対する特別徴収 （給与所得者が退職した場合等の徴収方法を除く。）	62
問題 6-4	給与所得者が退職した場合等の徴収方法	64
問題 6-5	公的年金からの特別徴収	66
問題 6-6	分離課税に係る所得割の徴収方法	68
問題 6-7	個人の道府県民税の賦課徴収	70

〔 7 法人の納税義務者等 〕

問題 7-1	法人の納税義務者（法人課税信託を除く。）	72
--------	----------------------	----

〔 8 法人の均等割 〕

問題 8-1	法人の均等割（非課税及び納税義務者を除く。）	74
--------	------------------------	----

〔 9 法人税割 〕

問題 9-1	法人税割の課税標準（内国法人）	76
問題 9-2	法人税割の算定（法人税割の課税標準の算定を除く。）	78

〔 10 法人の申告納付関係 〕

問題10-1	法人の住民税の申告納付（分割基準を除く。）	82
問題10-2	法人の住民税の更正及び決定	84
問題10-3	分割基準となる従業者数の修正又は決定	86
問題10-4	期限後申告と修正申告	88
問題10-5	更正の請求	90

付 録

I	理論問題出題分析表	94
II	過去理論出題問題	97

問題 1-1

個人の納税義務者（利子割、配当割、株式等譲渡所得割、法人課税信託を除く。）

〔1〕 個人の納税義務者

（法24①②⑦、294①②③④）★★

(1) 市町村民税

次の区分に応じ、それぞれに掲げるものを課する。

- ① 市町村内に住所を有する個人…均等割額と所得割額との合算額
- ② 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、その市町村内に住所を有しない者…均等割額

(イ) 「市町村内に住所を有する個人」とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、その市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。「住所」とは納税義務者本人の生活の本拠をいい、地方税法上その施行地を通じて一人一箇所に限られる。

(ロ) みなす規定者に対する課税市町村

市町村は、その市町村の住民基本台帳に記録されていない個人がその市町村に住所を有する者である場合には、その者をその市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができる。

この場合において、市町村長は、その者が、他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該他の市町村の長に通知しなければならない。

(ハ) みなす規定者に対する二重課税防止

(ロ)の規定により市町村民税を課された者に対しては、その者が記録されている住民基本台帳に係る市町村は、上記にかかわらず、市町村民税を課することはできない。

(2) 道府県民税

次の区分に応じ、それぞれに掲げるものを課する。

- ① 道府県内に住所を有する個人…均等割額と所得割額との合算額
- ② 道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、その事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者…均等割額

(イ) ②に掲げる者については、市町村民税を均等割によって課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして道府県民税を課する。

- (ロ) 「道府県内に住所を有する個人」とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、その道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に記録されている者（(1)ロによりその住民基本台帳に記録されているものとみなされる者を含み、(1)㍻に規定する者を除く。）をいう。
- (3) 賦課期日（法39、318）
- (1)㍺の納税義務は、賦課期日で判断する。賦課期日とは、その年度の初日の属する年の1月1日とする。

〔2〕用語の意義 ★

事務所又は事業所（通県1-6、通市1-6）

それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう。

問題 1-2 個人住民税の非課税（均等割、所得割）及び条例による減免

〔1〕 住民税の均等割及び所得割の非課税 (法24の5①②、295①②) ★★

(1) 内 容

道府県、市町村は、次のいずれかに該当する者に対しては、道府県民税、市町村民税（以下「住民税」という。）の均等割及び所得割（②に該当する者にあつては、退職所得の課税の特例によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課することができない。ただし、地方税法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ② 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）

(2) 分離課税に係る所得割の非課税対象者の判定

分離課税に係る所得割につき(1)①を適用する場合における(1)①に掲げる者であるかどうかの判定は、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日の現況による。

〔2〕 所得割の非課税 (法附3の3①④) ★★

道府県、市町村は、当分の間、住民税の所得割を課すべき者のうち、その者の所得割の課税標準の合計額が、次の算式により計算した金額以下である者に対しては、住民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課することができない。

算 式

$$35万円 \times (\text{同一生計配偶者及び扶養親族の数} + 1) + 10万円 + \overset{\text{(注)}}{32万円}$$

(注) 同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に加算する。

〔3〕 均等割の非課税 (法24の5③、295③、令47の3) ★★

(1) 前年の合計所得金額による判定

- ① 市町村は、地方税法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が条例で定める次の算式により計算した金額以下である者に対しては、均等割を課することができない。

算式

$$\text{基本額} \times (\text{同一生計配偶者及び扶養親族の数} + 1) + 10\text{万円} + \text{加算額}^{(\text{注})}$$

(注) 同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に加算する。

- ② ①の基本額は、35万円を超えない範囲内において35万円に、①の加算額は、21万円を超えない範囲内において21万円に、その市町村が前年12月31日において該当した地域の級地区分に係る率を乗じて得た金額を参酌して定めるものとする。
- (2) 道府県民税の均等割の非課税

道府県は、(1)により個人の市町村民税の均等割を課することができないこととされる者に対しては、その均等割と併せて賦課徴収すべき個人の道府県民税の均等割を課することができない。

〔4〕 条例による減免 (法45、323) ★

(1) 対象者

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。ただし、特別徴収義務者については、特別徴収税額の減免をすることはできない。

(2) 道府県民税の減免

市町村長が個人の市町村民税を減免した場合は、その納税者に係る個人の道府県民税についても、同じ割合によって減免されたものとする。